

転入に伴う申請書
(保育認定申請書 兼 保育所等利用希望申請書)

品川区長 あて

										申請日	年	月	日	
申請者	現住所													
	氏名 (保護者)									電話番号	母			
	個人番号											父		

※世帯員全員の氏名を記載し、申請児童名の番号に☑をつけてください。

		氏名	生年月日	年齢	申請児童との続柄	個人番号		
							勤務先・通園先・通学先	
☐	1							
☐	2							
☐	3							
☐	4							
☐	5							
品川区転入日 ※住民票異動日		年 月 日						
転入元市区町村名		都・道・府・県		市・区・町・村 (区)				

保育認定申請

認定希望月	年 月		
保育が必要な事由 (父母それぞれ 該当する項目 1つにチェック)	父	保育必要量:標準時間 または 短時間 ☐ 就労 (☐ 就労内定) ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 不存在 ☐ 就学 ☐ その他 ()	
		保育必要量:短時間のみ ☐ 求職 (前職退職日: 年 月 日)	
	母	保育必要量:標準時間 または 短時間 ☐ 就労 (☐ 就労内定) ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 不存在 ☐ 就学 ☐ 出産 (予定日: 年 月 日) ☐ その他 ()	
		保育必要量:短時間のみ ☐ 求職 (前職退職日: 年 月 日)	
	保育の必要量	☐ 標準時間 (1日8時間超) ☐ 短時間(1日8時間以下)	
	保育を必要とする 状況を証明する書類	☐ あり または 提出済 ☐ なし	

品川区外認可保育施設への継続利用申請

品川区外認可保育施設へ 継続通園の希望有無	☐ あり ☐ なし (以下記載不要)	
品川区外保育施設へ 継続通園を希望する期間	年 月 日 ~	☐ 小学校就学前まで ☐ 年 月まで
	在園中の品川区外 認可保育施設	☐ 認可保育園 (公立) ☐ 認可保育園 (私立) ☐ 認定こども園 ☐ 地域型保育事業
翌年度以降の 継続通園の希望有無	☐ あり ☐ なし	
その他		

裏面の注意事項をよくお読みいただき、保護者全員が理解いただいたうえでご提出ください。

【問い合わせ先】

品川区保育入園調整課入園相談担当

TEL : 03-5742-6725

【注意事項】

●品川区へ転入予定で申請された方について

▶ 内定された方へ

内定月の前月末日までに品川区への転入（住民登録の異動含む）および本書式の提出が必要です。手続きがない場合、いかなる場合も内定は取消となり、辞退の手続きをしていただく必要がありますので、ご注意ください。

▶ 不承諾だった方へ

品川区へ転入後（住民登録の異動含む）に本書式を提出してください。
提出後、次の入園選考から品川区民として審査します。

●品川区へ転入後、品川区外の認可保育施設に継続通園する方について

- ▶ 品川区へ転入（住民登録の異動含む）した月中に必ず本書式を提出してください。
提出がない場合、品川区外の認可保育園に継続通園できない可能性があります。
継続通園をする際の手続きおよび在園資格等は、認可保育施設のある市区町村へ確認してください。
- ▶ 継続通園を希望する場合、保育を必要とする事由を証明できる書類を提出してください。
提出ができない場合、転入した翌月20日までに準備ができ次第、早急に提出してください。
- ▶ 保育が必要な事由の変更および退園をする際は、品川区にて手続きが必要です。
保育が必要な事由の変更は、変更を希望する月の前月20日までに、
退園する場合は、退園する月中に手続きをしてください。
- ▶ 品川区外の認可保育施設に継続通園することで、新たに費用が発生する可能性があります。
詳細は、認可保育施設のある市区町村または品川区保育施設運営課事業者支援係へ確認してください。
- ▶ 保育認定、利用調整（入園選考）および階層算定に必要な場合、区が保有する個人情報（住民基本台帳・課税台帳等）を利用します。

●保育の必要量と有効期間について

保育を必要とする事由	保育の必要量	保育認定の有効期間
就労／就学／介護・看護	標準時間もしくは短時間	左記の事由により保育を必要とする期間
疾病・障害		
妊娠・出産		出産予定月を挟んで、前後2ヶ月間（計5ヶ月間）
災害復旧		災害の復旧活動に従事する期間
児童虐待・DV		左記の事由により保育が困難と認められる期間
求職活動	短時間	2ヶ月間
育児休業		左記の事由により保育を必要とする期間

- ※ 保育の必要量は、保育の必要時間を、便宜的に8時間を目安として区分けしたもので、実際の保育時間は各家庭の保育を必要とする事由とその内容により個別に決まります。
なお、保育が必要な事由が一日6時間未満の就労の場合は、原則短時間です。
- ※ 育児休業を事由とした保育園の在園については、育児休業を取得中の勤務先に復職することを前提にお認めしています。
- ※ 短時間認定の方は、午前7時30分までの早朝保育（一部私立園のみ）および午後6時30分以降の延長夜間保育の利用ができません。
また、一部の私立保育園では短時間認定の方について、保育時間が固定されています。
詳細は、保育園のご案内に短時間認定児童の保育時間が固定されている保育園を記載していますので確認してください。
- ※ 短時間就労対応型保育（短時間保育室）および家庭的保育事業を利用希望園に記載する場合、保育の必要量を短時間で認定申請する必要があります。短時間就労対応型保育（短時間保育室）および家庭的保育事業に入園した場合、保育の必要量を短時間から変更できません。
- ※ 品川区外の認可保育施設に在園する方については、実際の預かり時間等は直接在園している保育園にご確認ください。